

茨城県報 第6502号

昭和52年2月14日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

●私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則の廃止(総務課)	ページ 1
--------------------------------------	----------

告示

●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課)	2
●国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録(〃)	2
●結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(保健予防課)	3
●保安林指定の解除の予定(林業課)	3
●土地改良事業の適当決定(2件)(農地管理課)	4
●土地改良事業の認可(3件)(〃)	4
●換地計画の適当決定(〃)	5
●換地計画の認可(〃)	5
●県営河内地区事業の工事完了(〃)	5
●県道路線の認定(道路維持課)	5
●道路の区域変更(4件)(〃)	11
●道路の供用開始(2件)(〃)	13
●雑魚さし網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間(霞ヶ浦北浦水産事務所)	13

公告

●米飯提供業者の登録(食品流通課)	14
●小売販売業者甲の臨時登録(2件)(〃)	14
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)	14
●道路位置の指定(建築指導課)	15

正誤

●昭和51年10月18日付茨城県報第6470号中	16
--------------------------	----

規則

茨城県規則第3号

私立学校の経常的経費に対する規則を廃止する規則を次のように定める。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内藤男

私立学校の経常的経費に対する補助金の

種類等に関する規則を廃止する規則

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則(昭和48年茨城県規則第32号)は廃

止する。

付 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第137号

次のものは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項の規定により告示する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内藤男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
012,197,0	52.1.1	宮本内科	宮本貴文	水戸市泉町 2-1-5	52.1.1	全国
042,059,6	"	小林医院	小林実	古河市本町 3-1-33	"	"
172,043,2	52.1.15	とりで "	ノルマン・ニヤマン	取手市青柳114	52.1.15	"
372,042,2	52.1.1	金塚 "	金塚立	行方郡玉造町大字手賀3125	52.1.1	"
363,037,9	"	岩上歯科医院	岩上滋	鹿島郡波崎町矢田部3306-2	"	"
363,038,7	"	出久根 "	出久根崇夫	鹿島郡鉾田町鉾田2588-1	"	"

茨城県告示第138号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により告示する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内藤男

記号・番号	登録年月日	国民健康保険医 同 薬剤師 名
茨国医 第3308号	52.1.21	依田安弘
" 第3309号	"	渡辺正樹

" 第3310号 52. 1. 31 南風原 幸子
" 第769号 51. 12. 24 久保田 良子

茨城県告示第139号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定したので公示する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
服 部 医 院	竜ヶ崎市駒馬町2861	52. 2. 1

茨城県告示第140号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡大洋村大字上沢字砂子1948番の4から1948番の6まで
- 2 指定された目的
飛砂防備保安林
- 3 解除の理由
宅地用地

茨城県告示第141号

東茨城郡御前山村大字門井178番地阿久津弘一ほか10名から昭和52年1月18日付で認可申請のあった森前地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
(ア) 森前地区土地改良事業共同施行規約の写し
(イ) 森前地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和52年2月21日から昭和52年3月14日まで
- 3 縦覧の場所 御前山村役場

茨城県告示第142号

下石崎干拓土地改良区が行おうとする下石崎地区地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

下石崎干拓土地改良区定款の写し

下石崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年 2 月 21 日から昭和52年 3 月 14 日まで

3 縦 覧 の 場 所 茨城町役場

茨城県告示第143号

昭和51年11月10日付で小野川沿岸土地改良区から申請のあつた上君山中郷地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年 2 月 5 日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第144号

昭和51年11月10日付で小野川沿岸土地改良区から申請のあつた下君山羽黒地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第196号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年 2 月 5 日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第145号

昭和51年11月 9 日付で小谷沼土地改良区から申請のあつた小谷沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年 2 月 5 日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第146号

昭和52年1月25日付で認可申請のあつた大井南田地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和52年2月21日から昭和52年3月14日まで

3 縦覧の場所 荃崎村役場

茨城県告示第147号

昭和51年12月2日付で真壁郡真壁町大字塙世1042番地に事務所を置く国神地区土地改良事業共同施行代表山中虎之助から申請のあつた国神地区の換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条第1項の規定により昭和52年2月8日認可したから、同条第8項の規定により公示する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第148号

昭和49年4月24日付で計画の確定のあつた県営河内地区事業については、昭和51年3月31日に工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づき公告する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	線路名	起終 点	重 要 な 地	備 考
46	笠間緒川線	笠間市		
		那珂郡緒川村		
47	太子美和線	久慈郡太子町		
		那珂郡美和村		
49	瓜連馬渡線	那珂郡瓜連町		
		勝田市大字馬渡		
50	常陸太田太子線	常陸太田市		
		久慈郡太子町		
51	大穂千代田線	筑波郡大穂町		
		新治郡千代田村		
52	竜ヶ崎阿見線	竜ヶ崎市		
		稲敷郡阿見町		
54	牛久守谷線	稲敷郡牛久町		
		北相馬郡守谷町		
121	阿波山徳蔵線	東茨城郡桂村阿波山		
		西茨城郡七会村大字徳蔵		
130	木原正直線	稲敷郡見浦村大字木原		
		稲敷郡牛久町大字正直		
138	宗道今鹿島線	結城郡千代川村大字宗道		
		筑波郡豊里町大字今鹿島		

147	谷田部小張線	筑波郡谷田部町大字谷田部		
		筑波郡伊奈村大字小張		
197	上金沢栃原線	久慈郡太子町大字上金沢		
		久慈郡太子町大字栃原		
270	幸谷正直線	稲敷郡河内村大字幸谷		
		稲敷郡牛久町大字正直		
404	上小川停車場線	久慈郡太子町大字頃藤 上小川停車場		
		久慈郡太子町大字頃藤		

茨城県告示第149号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 終 点	重 要 な 地	備 考
2	常陸太田塙線	常陸太田市		終点 福島県東白川郡塙町
12	水戸常陸太田線	水 戸 市 常陸太田市		
20	石岡潮来線	石 岡 市 行方郡潮来町		
101	川山常陸太田線	久慈郡太子町大字川山 常陸太田市		

121	阿波山笠間線	東茨城郡桂村大字阿波山		
		笠間市		
130	木原竜ヶ崎線	稲敷郡美浦村大字木原		
		竜ヶ崎市		
137	上土田筑波線	新治郡千代田村大字上土田		
		筑波郡筑波町		
138	宗道筑波線	結城郡千代川村大字宗道		
		筑波郡筑波町		
147	谷田部守谷線	筑波郡谷田部町		
		北相馬郡守谷町		
197	上金沢頃藤線	久慈郡大子町大字上金沢		
		久慈郡大子町大字頃藤		
201	高部栃原線	那珂郡美和村大字高部		
		久慈郡大子町大字栃原		
220	那珂瓜連線	那珂郡那珂町		
		那珂郡瓜連町		
222	佐和停車場線	勝田市大字高場 佐和停車場		
		勝田市大字稲田		
223	佐和停車場馬渡線	勝田市大字高場 佐和停車場		
		勝田市大字馬渡		
224	菅谷稲田線	那珂郡那珂町大字菅谷		

		勝田市大字稲田		
270	幸谷阿見線	稲敷郡河内村大字幸谷		
		稲敷郡阿見町		
279	小張牛久線	筑波郡伊奈村大字小張		
		稲敷郡牛久町		
377	小舟笠間線	那珂郡緒川村大字小舟		
		笠間市金井町		

茨城県告示第149号の3

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長	備考
46	県 道	笠間緒川線	笠間市大字大淵2089番地先から	メートル 3.00~26.00	メートル 40,015.30	
			那珂郡緒川村大字小舟字塙下川端1916番地先まで			
47	県 道	大子美和線	久慈郡大子町大字頃藤4989番の3地先から	3.30~35.50	18,016.30	
			那珂郡美和村大字高部字宿3979番地先まで			
49	県 道	瓜連馬渡線	那珂郡瓜連町大字中里字飛内730番の2地先から	4.00~18.10	16,052.60	
			勝田市大字馬渡字西宮林390番地先まで			
50	県 道	常陸太田大子線	常陸太田市東三町字東三西2142番の2地先から	3.50~39.00	38,616.30	
			久慈郡大子町大字川山字森下455番の1地先まで			

51	県 道	大穂千代田線	筑波郡大穂町大字長高野字 西脇1122番地先から	3.00~26.70	21,424.50
			新治郡千代田村大字下土田 字石堂1158番の9地先まで		
52	県 道	竜ヶ崎阿見線	竜ヶ崎市3458番地先から	3.00~20.70	18,545.00
			稲敷郡阿見町大字青宿615 番の5地先まで		
54	県 道	牛久守谷線	稲敷郡牛久町大字田宮41番 の1地先から	5.00~19.80	16,579.00
			北相馬郡守谷町大字守谷 2597番の3地先まで		
121	県 道	阿波山徳蔵線	東茨城郡桂村大字阿波山 945番地先から	2.80~26.80	15,046.50
			西茨城郡七会村大字徳蔵 637番地先まで		
130	県 道	木原正直線	稲敷郡美浦村大字木原1543 番地先から	4.20~15.00	10,946.00
			稲敷郡牛久町大字正直 537 番地先まで		
138	県 道	宗道今鹿島線	結城郡千代川村大字宗道13 番の1地先から	3.30~16.10	7,879.00
			筑波郡豊里町大字今鹿島字 大界 2 番の2地先まで		
147	県 道	谷田部小張線	筑波郡谷田部町大字谷田部 1941番の1地先から	4.60~14.20	6,559.00
			筑波郡伊奈村大字小張字上 宿2655番の1地先まで		
197	県 道	上金沢栃原線	久慈郡大子町大字上金沢字 北向207番地先から	1.00~ 7.80	9,036.10
			久慈郡大子町大字栃原字仲 新田994番地先まで		
270	県 道	幸谷正直線	稲敷郡河内村大字幸谷6615 番の1地先から	4.30~18.80	8,872.00
			稲敷郡牛久町大字正直537 番地先まで		
404	県 道	上小川停車場線	久慈郡大子町大字頃藤字細 内3533番地先から	4.00~6.50	377.2
			久慈郡大子町大字頃藤字宿 4989番の3地先まで		

茨城県告示第150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字頃藤字川下 684番の2から	旧	メートル 最大 11.60 最小 4.40	メートル 3,478.30	
		最大 52.00 最小 9.00	2,572.00	
久慈郡大子町大字頃藤字鳥返 4334番の1まで	新	最大 52.00 最小 9.00	2,572.00	

茨城県告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市大字石岡字中町 646番の1から 筑波郡筑波町大字北条字羽黒 5287番の1まで	旧	メートル 最大 13.50 最小 5.10	メートル 24,470.00	
		最大 15.60 最小 4.50	25,620.00	
石岡市大字石岡字箕輪 3346番地から 筑波郡筑波町大字北条字羽黒 5287番の1まで	新	最大 15.60 最小 4.50	25,620.00	

茨城県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城二宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字西山田字街道北 288番の1から	旧	メートル 最大 7.00	メートル 724.00	
		最小 4.00		
下館市大字森添島字江ノ美 582番の1まで	新	最大 36.00	712.00	
		最小 4.00		

茨城県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山田岩瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字椎尾字太子 195番地から	旧	メートル 最大 15.00	メートル 745.00	
		最小 4.00		
真壁郡明野町大字宮後字向田 257番の1まで	新	最大 47.00	72.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部土路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 結城二宮線
- 2 供用開始の区間
下館市大字西山田字街道北288番の1から
下館市大字森添島字江ノ美582番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年2月14日

茨城県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和52年2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 東山田岩瀬線
- 2 供用開始の区間
真壁郡真壁町大字椎尾字太子195番地から
真壁郡明野町大字宮後字向田257番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年2月14日

茨城県告示第156号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(昭和43年茨城県規則第49号)第8条第3項の規定に基づき
さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(地方名称掛網漁業)の許可又は起業の認可を申請すべき期間を
次のとおり定めたので同項の規定により公示する。

昭和52年2月14日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 久 保 雄 一

昭和52年2月17日から昭和52年2月18日まで

公 告

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第 103 号) 第35条の 4 第 1 項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県北、県西地方総合事務所において縦覧に供する。

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第 103 号) 第22条の 2 第 2 項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県南地方総合事務所において縦覧に供する。

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第 103 号) 第22条の 4 第 2 項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県北・県南地方総合事務所において縦覧に供する。

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画公園の変更に伴い、勝田市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和52年 2 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

日立都市計画公園の変更に伴い、常陸太田市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和52年2月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者 氏 名 住 所	道 路 の 位 置	道路幅員及び延長		
				幅 員 (m)	延 長 (m)	
潮土木指令 第31号	52. 1. 31	金岡 はつ 行方郡潮来町大字日の出 5-21-10	行方郡潮来町大字日の出 5-21-30	4.05	28.91	
下土木指令 第21号	52. 2. 3	江原 せき 結城市大字大木 2403	結城市大字大木字井筋 向2403-8, 32	6.00 6.00	50.30 41.15	
" 第22号	"	稲葉木材(有) 取締役社長 稲葉 郊一	" 大字結城 7618	" 大字結城字繁昌 塚9137-1, 29	6.00	36.00
" 第23号	"	並木 美登 猿島郡三和町東 山田4892-1	" 大字江川新宿字 中篠2033-5, 2046-30	6.00	88.00	
" 第24号	"	神田 とく 結城市大字結城 10660	" 大字結城字逆井 11436-2, 3, 5	6.00	36.80	
水土木指令 第82号	"	平野 忠郎 那珂郡那珂町大字菅谷 1699	那珂郡那珂町大字菅谷 字寄居1551-3	4.00	35.00	
境土木指令 第26号	52. 1. 28	西須 由則 古河市大字大山 字西野556-4	古河市大字大山字西野 556-1, 10, 11, 12, 13	4.00	45.30	
" 第27号	"	中山 保蔵 岩井市大字辺田 1169	岩井市大字辺田字池の 窪1167-4, 7, 9	4.00	52.50	
" 第28号	"	三和開発(株) 代表 山中 信男	東京都豊島区東 池袋1-11-4	猿島郡三和町大字上片 田字西原1038-1	4.50	95.05

正 誤

昭和51年10月18日付茨城県報第6470号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	8	(「次の図」)	(「以上3筆について、次の図に示す部分に限る。」)
2	20	字大広	字大廣

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所